

一人一人の“平和主義”を創っていく！

I、三分の二の危機ラインは突破された。「改憲」への道は開かれる

昨年9/19 安保法制（戦争法）が強行採決され、この憲法違反そのものの法律を何とか廃止したいと、市民は今回の参議院議員選挙で「野党は共闘」のもと“安保法制廃止！立憲主義復活！個人の尊厳を尊重する政治を”求めて闘いました。しかし結果は参議院にも憲法改正案を発議できる三分の二の改憲勢力の議員を誕生させてしまいました。戦後71年日本国憲法を改正しようという議員が衆・参両議院に三分の二以上を占めるのは初めて・・・三分の二の危機ラインは静かに静かに突破されました。

安倍首相は選挙前「自分の任期中に憲法改正をなしとげたい」と語っていたが参院選が始まると全く語らない。選挙後「第一次政権で国民投票法ができ、今回18歳の投票の法律もでき、しっかり橋が架かった。これから憲法審査会で合意をつくっていく」「憲法改正は自民党としての目標です」と語り始めています。

日本国憲法改正への道は切り開かれたのです。私たちの平和主義が具体的に厳しく問われる状況になりました。

トリクルダウンのないアベノミクスにいつまでもトリクルダウンをお願いし続ける国民にとっては“アベノミクス—TPP—戦争法”の安倍政治が破局への道・戦争への道であることが見えていない（見たくない）のでしょうか。

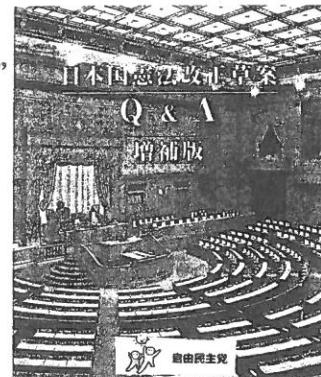
II、自民党の「日本国憲法改正草案」を私たちの平和主義で徹底的に批判し抜く運動を展開しましょう！

自民党は緊急事態条項の一部分“国会議員の任期延長”を「お試し改憲」として検討し始めたとのこと。“緊急事態”に対して“領域問題”に対して私たちの平和主義をどう貫き通すのか？通せるのか？日米安保条約という軍事同盟をどうするのかも具体的に問われるでしょう。

そして、何よりも「自民党の憲法改正草案」を多くの市民に知らしめ徹底的に批判していく市民の運動を展開していくことが喫緊の課題として求められています。

自民党の改正草案では、9条の2で国防軍の保持が規定され、12条では国民の自由・権利は公益・公の秩序の範囲内に限定、99条の緊急事態条項では立法権・財政権を内閣総理大臣に集中し国会の立法権は否定されます。何人も国・公の機関の指示に従わなければなりません。これでは立憲主義の全面否定で、国民の主権は名ばかりになってしまいます。

又、3/29 施行となった戦争法が具体的に実行されることに対して一つ一つ反対の意思を示していくことも重要になってきました。11月には南スーダンにPKOが派遣されるが戦争法に基づく”駆けつけ警護“を任務に入れさせない！日米軍事一体化のオスプレイの導入（自衛隊に17機）に反対の声を！木更津駐屯地がオスプレイの整備拠点にされることにはっきりNOの声をあげていく。



個々の事案に対してこれまで以上に市民の声をあげていくことが私たち市民に求められています。

Ⅲ、沖縄・福島での市民の闘いにこそ私たちの道が・・・

今回の参院選は大きな敗北の結果をもたらしましたが、福島県・沖縄県選挙で野党統一候補が当選した事の中に私たちの道が示されているのでは・・・現職の岩城法務大臣（福島県）島尻沖縄・北方担当大臣（沖縄県）それぞれを破り野党共闘の増子輝彦さん伊波洋一さんが勝利しました。まさに日本の安全保障・基地・日米安保・民主主義・原発事故・エネルギー政策の矛盾を一点に集中させられている地域において安倍政治の本質が、破たんが表れているからでしょう。安倍政治は地元の声を聞かない民主主義とは相いれない政治であり、伊波洋一さんアベノミクスは勤労者の賃金カット・社会保障の削減でグローバル企業に史上最高の利益を生み出す1%の為の経済政策であることが見えてくるのです。“安倍政治を許さない”のです。



IV、“無関心”さようなら、“貴いものを守ろう”と決意しよう！

選挙中“2/3”とマスコミでも言われたり書かれたりしていましたが、「2/3が憲法改正案を発議できる議員数のことだと私は知らなかった」と言う国民が80%との報道もされています。「知らないうちに静かに変えてしまおう。ヒットラーの手口で」と麻生氏は言っていたが、知らない、気がつかない国民にも責任があるのであるのです。

堤未果さんは、『沈みゆく大国アメリカ』の中で公的皆保険制度・医療薬価制度についてではあるが「どれだけ他国が羨む制度を持っていても、その価値に気付かなければ簡単に取られてしまう。そして失うにはあまりにも惜しい宝物がこの日本にはまだたくさんある。無知と無関心が手の中に負けのカードを増やしていく。だが日本はまだ間に合う。貴いものを守ろうと決めた瞬間から私たちの未来は未知数になるからだ」(p216)と語っています。

貴い日本国憲法の精神・施策を私たちのものにしましょう。

V、平和主義って何だ？これだ！

「集団的自衛権行使容認・武器使用の拡大」の閣議決定、11本の安保法制、日米新ガイドライン、国家安全保障会議設置、防衛装備庁設置、特定秘密保護法、共通番号制、盗聴対象の拡大法、と“自・公安倍政権”は着々と戦争への道を歩んでいます。日本国憲法の国民主権・基本的人権・平和主義を私たちの社会の基軸にしていくのか否かが私たちに改めて問われています。平和主義って何だ？一人一人の生きざまとして問われてきます。

良心的兵役拒否、良心的軍事拒否国家などこれまで提起されてきたが、自づからの平和主義として何を提起できるのか？

「戦争する道への憲法改正」をストップさせる運動を一人一人が、そして手を取り合って地域から起こしていきましょう。

「戦争をさせない1000人委員会・鎌ヶ谷」よりⅠ、Ⅳを引用

千葉県議会議員ふじしろ政夫 445-9144